

当行とのカードお取引は、お申込頂きました各々のカードによって下記規定に基づき取扱いいたします。

おきぎん ローンカード規定

第1条 (カード発行)

- (1) カトリアカードローン、ゴールドカードローンおよびゴルフ会員権カードローン、粋々職域社員ローン、おきぎんカードローン「チェック」、粋々軍用地ローン、粋々公務員ローン、おきぎんJUSTポケットローン、事業者カードローン、バイタリティ、TKC戦略経営者ローン、当座貸越型教育ローン（以下「カード」という。）は、おきぎんカードローン契約書（以下「ローン契約書」という。）に基づき、当行が発行するものとします。
- (2) カードの発行にあたっては、当行が定めるカード発行手数料をいただきます。

第2条 (カードの利用)

- (1) カードは、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携行」という。）の現金自動支払機（現金自動預金支払機を含む。以下「支払機」という。）を使用して、当座貸越借入金の払出しをする場合に利用するものとします。この場合、この規定に定めのない事項についてはおきぎんカードローン契約書（当座貸越契約書）により取扱います。

第3条 (支払機による借入れ)

- (1) 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをするときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、当座貸越金支払請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による出金は、1千円または1万円単位とし、1回あたりの出金金額および1日あたりの出金限度額は、当行または提携行が定めた範囲内とします。
- (3) 支払機により当座貸越借入金を払戻す場合に、払戻し金額と次条の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、払戻すことができません。

第4条 (預金機による返済)

- (1) 預金機（現金自動預入払出兼用機を含む。）を使用してカードローンの返済をするときは、預金機の両面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機によるカードローン返済は1円単位の随時返済（元金内入）とし、全額返済を行う場合は窓口で手続きを行います。
- (3) 当該カードローンについてカードによる返済があった場合には、返済（預入）後の残高を表示した受取書として「おきぎんキャッシュカードご利用明細」を発行します。

第5条 (手数料)

- (1) 当行の支払機を利用して当座貸越借入金を払戻す場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の手数料を支払ってください。この手数料は、当座貸越借入金の払戻し時に、通帳および当座貸越金支払請求書なしで、預金口座から自動的に引落します。
- (2) 提携銀行の支払機を使用して当座貸越借入金を払戻す場合に、提携銀行が所定の手数料を定めているときは、提携銀行に対して手数料を支払ってください。この手数料は、当座貸越借入金の払戻し時に通帳および当座貸越金支払請求書なしで、預金口座から自動的に引落しのうえ、当行から提携銀行へ支払します。

第6条 (支払機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により当行の支払機が停止し、その取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払戻しができます。
- (2) 前項により取扱う場合に、当行所定の当座貸越金支払請求書に氏名（署名）、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (3) なお、提携銀行の窓口ではこの取扱いいたしません。

第7条 (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越借入金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第8条（偽造カード等による払戻し等）

(1) 偽造または変造されたカードの不正使用により当座貸越が実行された場合は、次項以下の規定に基づいて、当行が、実行された当座貸越の損失を補てんします。

(2) 被害の補償を受けるためには、被害にあったことを知ったのち、直ちに当行までお届けください。お届けのありました日から、30日前までの不正使用による引出しを補償いたします。

(3) 次のような場合には、補償を受けることはできません。

①被害があった旨の届出があった日から31日以上前の日に行われた不正使用による引出し。

②口座名義人またはこれらの者の法定代理人（口座名義人が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。

③偽造、変造および不正使用にかかる事実の調査にご協力いただけないとき。

④口座名義人の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行いもしくは加担した場合。

⑤口座名義人が他人に譲渡・貸与または担保差入れしたカードが当該他人に占有されているときに行われたカードの不正使用。

⑥偽造または変造されたカードに基づいて平成18年3月31日以前に生じていた不正な引出し。

⑦カードが口座名義人に到達する前に生じた偽造または変造されたカードによる不正な引出し。

⑧カード規定違反。

⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な引出し。

⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な引出し。

⑪核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な引出し。

(4) 補償金の支払い

当行は、1枚のカードあたり（代理人カード、家族カード、再発行を受けたカードについては1枚のカードとみなします。）最高100万円まで、不正に引き出された金額を支払います。12月1日から1年以内に2回以上の被害に遭われた場合でも合計で100万円までのお支払いとさせていただきます。

(5) 個人情報の取り扱いについて

当行が、補償金をお支払いする場合、当行から、損害保険会社に当行の有する口座名義人に関する情報を提供することがあります。当該情報の提供をご同意いただけない場合は、補償金をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(6) 犯人に対する賠償請求

当行が補償金をお支払いした場合には、口座名義人が不正な引出しを行った犯人に対する損害賠償請求権はお支払いした補償金の額を限度としてかつ、口座名義人の権利を害さない範囲内で、当行に移転するものとします。

第9条（盗難カードによる払戻し等）

(1) 次に掲げる事由により当座貸越が実行された場合は、次項以下の規定に基づいて、当行が、実行された当座貸越の損失を補てんします。

①盗難（盗取・詐欺・横領をいいます。）にあったカードの不正使用。

②紛失したカードの不正使用。

③キャッシュディスプレイ設置場所において現金を引き出すよう強要され、その現金を奪われたこと。

④デビットカード端末機の設置場所において商品または役務の対価を支払うよう強要され、かつその提供された商品・役務を奪われたこと。

(2) 被害の補償を受けるためには、被害にあったことを知ったのち、直ちに当行までお届けください。お届けのありました日から、30日前までの不正使用による引出しを補償いたします。

(3) 次のような場合には、補償を受けることはできません。

①被害があった旨の届出があった日から31日以上前の日に行われた不正使用による引出し。

②当行から要請を行ったにもかかわらず、所轄警察署宛の被害届提出を行っていただけないとき。

③盗難にあったまたは紛失したカードの発見回収にご協力いただけないときまたは発見または回収したときに当行宛にご通知いただけないとき。

④盗難、紛失および不正使用にかかる事実の調査にご協力いただけないとき。

- ⑤口座名義人またはこれらの者の法定代理人（口座名義人が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ⑥口座名義人の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用者が自ら行いもしくは加担した場合。
- ⑦口座名義人が他人に譲渡・貸与または担保差入れしたカードが当該他人に占有されているときに行われたカードの不正使用。
- ⑧平成17年11月30日以前に生じていた盗難または紛失。
- ⑨カードが口座名義人に到達する前に生じた盗難または紛失。
- ⑩カード規定違反。
- ⑪戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失。
- ⑫地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失。
- ⑬核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失。

(4) 補償金の支払い

当行は、1枚のカードあたり（代理人カード、家族カード、再発行を受けたカードについては1枚のカードとみなします。）最高100万円まで、不正に引き出された金額を支払います。12月1日から1年以内に2回以上の被害に遭われた場合でも合計で100万円までのお支払いとさせていただきます。

(5) 個人情報の取り扱いについて

当行が、補償金をお支払いする場合、当行から、損害保険会社に当行の有する口座名義人に関する情報を提供することがあります。当該情報の提供をご同意いただけない場合は、補償金をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(6) 犯人に対する賠償請求

当行が補償金をお支払いした場合には、口座名義人が不正な引出しを行った犯人に対する損害賠償請求権はお支払いした補償金の額を限度としてかつ、口座名義人の権利を害さない範囲内で、当行に移転するものとします。

第10条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名（署名）、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

第11条（カードの再発行等）

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第12条（解約、カードの利用停止等）

- (1) おきぎんカードローン契約の解約または終了に際しては、カードを取引店に直ちに返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありたい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合にはカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第14条に定める規定に違反した場合。
 - ②カードローン契約口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから5年が経過した場合。
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

第13条（カードの期限）

カードの有効期限は、おきぎんカードローン契約に定める契約期限とします。なお、おきぎんカードローン契約の契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

第14条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第15条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行

ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。
この規定が変更された場合には、変更後の規定に従います。

第16条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、おきぎんカードローン契約に従って取扱うものとします。